

# 長島町の財政指標を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）は、地方公共団体の財政の「早期健全化および財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化」を目的に、平成19年6月に公布された法律で、4つの**健全化判断比率**および**資金不足比率**を算定・公表し、その指標が基準以上となる場合は、議会の議決を経て早期健全化計画等を策定することが義務づけられました。

平成22年度決算に基づく長島町の状況は次のとおりです。

## 1 健全化判断比率

### ① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなど、どの地方公共団体でも普遍的に行う事業をまとめた「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものを**② 連結実質赤字比率**とす。すべての会計の赤字や黒

字を合算（連結）し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示したものを**③ 実質公債費比率**

借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものを**④ 将来負担比率**

一般会計の借入金（地方債）や、将来支払うことになる可能性のある負担などの現時点での程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したものを

## 2 資金不足比率

簡易水道や下水道事業等の公営企業の資金不足（赤字）を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものを

## ○長島町の平成22年度決算に基づく各指標

### ★健全化判断比率

(単位：%)

	平成22年度指標	平成21年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-(※)	-(※)	14.51	20.00
②連結実質赤字比率	-(※)	-(※)	19.51	40.00
③実質公債費比率	11.20	13.40	25.00	35.00
④将来負担比率	42.50	60.10	350.00	

(※)「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)の表記がない(「-」で表記している)のは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

### ★資金不足比率

(単位：%)

	平成22年度指標	平成21年度(参考)	経営健全化基準
簡易水道特別会計	資金不足額 無し	資金不足額 無し	20
諸浦港埠頭特別会計			
農業集落排水特別会計			
漁業集落環境整備特別会計			
特定地域生活排水処理特別会計			

### ○各指標の基準

各指標の基準をサッカーに例えると、イエローカードに相当するのが「早期健全化基準」および「経営健全化基準」。レッドカードに相当するのが「財政再生基準」です。

4つの健全化判断比率のうちいずれか1つでも「早期健全化基準」以上となると「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に取り組まなければなりません。同様に「財政再生基準」以上となると「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を策定し、国、県の強力な関与の下で確実な財政の再生を履行しなければなりません。

また、**資金不足比率**が「経営健全化基準」以上になると「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。

### ◎問い合わせ先

企画財政課 財政係

☎(86) 1111

(内線1253)